

市民意見等の募集について

条例(案)骨子に対するご意見を募集します

条例の制定に当たって、「長野市まちづくり意見等公募制度実施要綱」に基づき、条例(案)骨子に対する市民の皆さんからのご意見・ご提案を募集します。

ご意見の提出方法等

1 意見募集の対象

(仮称)長野市公契約等基本条例(案)骨子

2 募集期間

令和2年8月25日(火)から9月23日(水)まで

3 条例(案)骨子の閲覧場所

- (1) 市役所(契約課(第一庁舎4階)、行政資料コーナー(第一庁舎3階)、各支所窓口)
- (2) 市ホームページ

4 意見の提出方法

所定の「意見・提案用紙」に必要事項を記入の上、閲覧場所にお持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールで契約課(〒380-8512長野市役所、FAX 026-224-5067、Eメールkeiyaku@city.nagano.lg.jp)へ。

なお、電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

5 ご意見の公表

ご提出いただいたご意見への個別の回答はいたしません。後日、市ホームページでお知らせします。(住所・氏名などの個人情報公表しません。)

6 問い合わせ先

長野市財政部契約課

電話:026-224-5015

Eメール:keiyaku@city.nagano.lg.jp

(仮称) 長野市公契約等基本条例 (案) 骨子について

1. 条例制定の趣旨

本市は、建設工事や業務委託等にあたっては、地域経済の活性化や雇用の促進に資するよう、市内事業者への発注を基本とし、また、著しい低価格での受注により下請け等事業者等へのしわ寄せが及ばないよう、ダンピングを排除するとともに、社会情勢を反映した最新の単価等を使用し積算を行うなど、公共事業に従事する労働者の労働環境の確保や地域を支える事業者の育成につながるよう、入札・契約制度を通じて取り組んでまいりました。

また、直近では、公共事業を受注する企業の適正な利潤確保と雇用される労働者の労働環境の更なる向上のため、最低制限価格と低入札調査基準価格の設定範囲を見直すとともに、事業者間の価格競争が厳しい状況が顕在化し、公共事業の品質低下や雇用の悪化にもつながりかねないことから、総合評価落札方式の拡大・充実を図ったところであり、これらの制度改革の実効性が求められているところです。

社会的には、働き方改革関連法や新・担い手三法が施行されるなど、直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働く方々のニーズの多様化」など課題に対応するため「働き方改革」が急務となっており、その推進にあたっては、適正な労働環境が整備されることが大事な要素となります。

また、建設業においては労働力不足が懸念される中、大規模災害の発生時などにおいて、市民生活や地域の社会インフラの「守り手」としての期待も高く、適正な労働環境のもとに技術者や労働力を確保し、将来にわたり事業活動を維持・発展していくことが、市民サービスの向上につながるものと考えております。

こうしたことから、本市では「公契約」を通じて地域経済が健全に発展し、市民が豊かで安心して暮らすことのできる持続可能な社会の実現に向け、基本理念を定め、市や事業者の責務を明らかにした「(仮称) 長野市公契約等基本条例」を制定したいと考えています。

市では、条例の制定に向け、学識経験者や事業者団体及び労働者団体の関係者等で構成する「長野市公契約条例検討委員会」を令和2年4月に設置し、本市における公契約条例の在り方などについて、専門的見地からご意見をお聞きしてまいりました。

いただいたご意見を踏まえ、この度「(仮称) 長野市公契約等基本条例 (案) 骨子」として取りまとめましたので、広く皆様からのご意見を募集いたします。

2. (仮称)長野市公契約等基本条例(案)骨子の概要

目的 (第1条) 公契約等に係る基本的な理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約等の公正性及び競争性並びに透明性を高め、市民への良好な公共サービスの提供を確保するとともに、公契約に従事する労働者の労働環境の向上を図り、もって地域経済が健全に発展し、市民が幸せを実感し安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の実現に寄与すること。

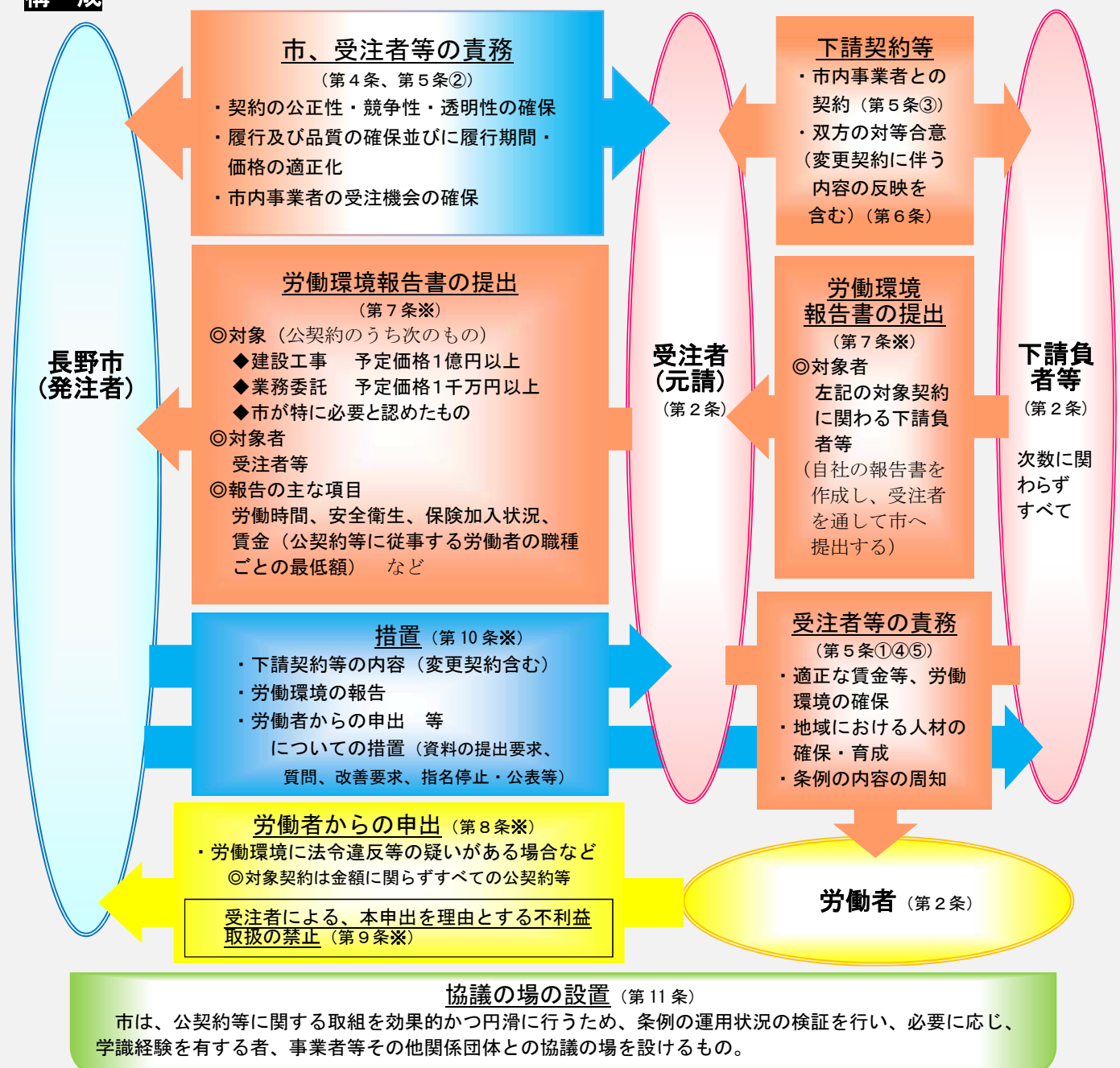
対象 ①本市が発注する全ての契約

(第2条) ②公の施設の管理に関する指定管理の協定 (①及び②に関わる下請負者等との契約を含む)

基本理念 (第3条)

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| 1 契約の公正性・競争性・透明性の確保 | 5 地域における人材の確保・育成 |
| 2 適正な履行及び品質の確保 | 6 環境の保全、人権への配慮など事業者の社会的価値の向上 |
| 3 市内事業者の受注機会の確保 | 7 談合その他の不正行為の排除の徹底 |
| 4 労働者の賃金その他の労働環境の適正化 | |

構成



施行 令和3年4月1日(予定)。 ※第7条から第10条の規定は、令和3年10月1日(予

3. 条例（案） 骨子

枠内は条例骨子、欄外がその条文の説明です。

（目的）

第1条 この条例は、公契約等に係る基本的な理念を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約等の公正性及び競争性並びに透明性を高め、市民への良好な公共サービスの提供を確保するとともに、公契約等に従事する労働者の労働環境の向上を図り、もって地域経済が健全に発展し、市民が幸せを実感し安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 公契約：建設工事及び業務委託その他本市が発注する全ての契約及び指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定
- (2) 公契約等：公契約及び受注者以外の者が担う公契約の一部
- (3) 受注者：公契約において本市が直接契約を結ぶ相手方
- (4) 下請負者等：請負、委託等の名称に関わらず市以外の者から公契約の一部を受注する者
- (5) 受注者等：受注者及び下請負者等
- (6) 労働者：受注者又は下請負者等との契約により公契約等に従事する者

◎この条例の対象となる契約は、(2)で定める公契約等であり、対象となる事業者は、(5)で定める受注者等です。

◎「下請負者等」は、「請負」のほか「業務委託」における再委託、人材派遣を含みます。また、1次に限らず2次以下のすべての下請負者などを含みます。

◎「労働者」には、労働基準法第9条で定義された労働者のほか、雇用関係が無いにも関わらず実態として雇用関係にある人等を含みます。

(基本理念)

第3条 公契約等は、次に掲げる事項を旨として行わなければならない。

- (1) 公正性及び競争性並びに透明性が確保されること。
- (2) 適正な履行及び品質が確保されること。
- (3) 市内事業者の受注機会が確保されること。
- (4) 労働者の賃金その他の労働環境の適正化が図られること。
- (5) 地域において人材の確保、育成が図られること。
- (6) 環境の保全、人権への配慮など事業者の社会的価値の向上が図られること。
- (7) 談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

◎ 条例の目的を達成するため、市及び受注者等が共に取り組むべき基本的な事項を理念として定めま
す。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念の実現に向け、市の財政状況に留意しつつ、次に掲げるもののほ
か必要な施策を講じなければならない。

- (1) 適正な入札及び契約方法により、公正性及び競争性を高めるとともに、透明性を確
保すること。
- (2) 適正な履行と品質を確保するため、適切な履行期間を定めつつ計画的に発注すると
ともに、適切な積算に基づき予定価格を設定すること。
- (3) 専門的な知識又は技術等を有する事業者が市内に存しない場合その他特別の事情
がある場合を除き、市内事業者への発注に努めること。

◎ 基本理念の実現に向け、市の責務を定めます。

◎ (3)「品質」とは、品物の質だけでなく、工事や委託業務などの作業方法や出来栄なども含みます。

◎ (3)「地域経済が健全に発展し、持続可能な地域社会の実現に寄与する」という条例の目的を達成
するため、市内事業者への発注に努めます

◎ 基本理念(6)について、事業者が行う自らの社会的価値を高めることは、「市民が幸せを実感し安心
して暮らすことができる持続可能な地域社会の実現に寄与」することにつながるため、活動が促進され
るよう、総合評価落札制度の活用に努めます。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、基本理念の実現に向け、法令等を遵守しつつ、次に掲げるもののほか、公契約等を適正に履行するよう努めなければならない。

- (1) 労働者の賃金等、適正な労働環境の確保に努めること。
- (2) 適正な品質及び労働環境が確保できるよう、適正な価格での入札に努めること。
- (3) 下請負者等を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内事業者を活用するよう努めること。
- (4) 地域において人材を確保し、その育成に努めること。
- (5) 本条例の内容について、労働者への周知に努めること。

- ◎ 基本理念の実現に向け、受注者等の責務を定めます。
- ◎ (2) 公契約の品質及び労働者の労働環境を確保するためには、市の予定価格の設定とともに受注者が適切な積算をし、適正な価格による契約をすることが重要です。
- ◎ (3) 地域経済の発展につながるよう、下請負者等との契約において、可能な限り市内事業者を活用することが重要と考えます。
- ◎ (5) 第8条の「労働者からの申出」制度が有効に機能するためには、条例の内容などを労働者にもれなくお知らせすることが重要です。市が条例の内容を掲載したチラシ等を作成し、掲示や配布などによって周知することを考えています。

(下請負者等との契約)

第6条 受注者等は、公契約等の一部を下請負者等に履行させるときは、当該下請負者等に本条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、対等な立場における合意に基づき適正に締結しなければならない。

- ◎ 下請負者等との適正な契約を締結するためには、必要な労務費や法定福利費等を勘案した見積書の活用などが考えられます。
- ◎ また、公契約の契約額を変更した場合においても、その変更内容に応じて下請負者等との契約に適切に反映する必要があります。
- ◎ 下請負者等との契約の内容の確認のために必要な場合、市が質問等を行います。(第10条)

(労働環境の報告)

第7条 受注者等は、公契約が別に定める区分(※)に該当する場合及び市長が特に必要と認めた場合は、市に対し、別に定める報告書により、労働環境の報告を行わなければならない。

◎労働環境の報告とは、公契約等に従事する人の労働環境の維持、向上を図るほか、労働関係法令等の遵守など、受注者等の意識の向上を図るために労働環境報告書(以下、この条の説明において「報告書」という。)の提出を求めるものです。

◎報告書を提出する対象となる契約等及び提出が必要となる事業者は、下表のとおりです。

	対象となる契約等	提出の必要な事業者
別に定める区分(※)	建設工事 予定価格 1 億円以上 業務委託 予定価格 1,000 万円以上	受注者とすべての下請負者等
市長が特に必要と認めた場合	第8条の「労働者から申出」があった場合等	必要な事業者

◎報告書は、受注者と下請負者等がそれぞれ自社について作成し、受注者が取りまとめて市に提出します。

◎報告書の様式は、施行規則に規定する予定です。なお、報告の項目は 20 項目程度で、次の例のような労働基準法等の関係法令の遵守状況等に関する事項です。

例：就業規則の届け出をしているか、社会保険に加入しているか、休暇・育児休業・介護休業の取得促進に取り組んでいるか、勤務時間短縮・時差出勤等多様な働き方に取り組んでいるか
また、報告書には、賃金の支払い状況を確認するため、当該公契約等に直接従事する人の賃金のうち、最も低い額を記入する項目を設けます。そのうち、建設工事の場合は、職種ごとに区分して賃金額と公共工事設計労務単価を記入していただきます。

◎報告書の内容の確認のために必要な場合や報告書が提出されない場合、市が質問等を行うことがあります。(第10条)

(労働者からの申出)

第8条 労働者は、公契約等に係る業務において、労働環境が法令等に違反している疑いがある場合は、その旨を市に申し出ることができる。

◎この申出ができるのは、第2条(6)で定義した労働者です。

◎申出の対象となる契約は、建設工事や業務委託などの種別や金額に関わらず、すべての契約(第2条(2)で定義した「公契約等」とします)とします。

◎市は、申出者の個人情報等については、適切に管理し、申出の内容の確認は慎重に行います。

◎市は、申出者の関わる公契約等の受注者等に、労働環境の報告等必要な資料の提出を求めることがあります。(第10条)

(不利益取扱いの禁止)

第9条 受注者等は、第8条による申出を理由として、当該労働者に対して不利益な扱いをしてはならない。

- ◎第8条の申出をした人を保護するために、労働者に対する不利益な扱いを禁止するものです。
- ◎申出による不利益な取り扱いに関して市が把握した場合、必要な資料の提出等を求めることがあります。(第10条)
- ◎公益通報者保護法の対象となるものは監督官庁へ引き継ぎます。

(市の措置)

第10条 市は、下請負者等との契約、労働環境報告書及び労働者からの申出の内容(以下、この項において「申出等の内容」という。)が法令に違反している疑いがある場合は関係機関に通報し、申出等の内容を確認する必要がある場合及び市長が特に必要と認めた場合は、受注者等に対し資料の提出を求め、又は質問することができる。

- 2 市は、前項の規定により確認をした結果、必要があると認めるときは、受注者等に対し改善を求めるものとする。
- 3 受注者等は、改善を求められたときは速やかに改善し、その改善内容について市へ報告を行わなければならない。
- 4 市は、受注者等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指名停止、該当する事実の公表等必要な措置を行うことができる。
 - (1) 労働環境報告書その他の資料の提出の求め等に応じないとき又はその内容に虚偽があったとき
 - (2) 改善の求めに応じないとき又は行った改善が不十分と認められるとき
 - (3) その他、市長が特に必要と認めるとき

- ◎第6条から第9条の内容が有効に機能するための市の措置の規定です。
- ◎法令に違反している疑いがある場合は、労働基準監督署等関係機関へ通報します。
- ◎不明な点や確認する必要等がある場合は、資料の提出要求、質問、改善要求等を行い、その上で、第4項に該当する場合は、「指名停止」や「該当する事実の公表」等を行います。
- ◎市から改善を求められた事業者が下請負者等であった場合、改善の責任を負うのは、あくまで当該事業者です。

(協議の場の設置)

第11条 市は、公契約等に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、条例の運用状況の検証を行い、必要に応じ、学識経験を有する者、事業者等その他関係団体との協議等の場を設けるものとする。

◎条例の実効性を高めるため、市において運用状況を検証します。また、必要に応じて、学識経験者や関係団体等との協議や意見聴取の場を設け、検証します。いずれの場合も、その内容を公表し、透明性の確保に努めます。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

◎規則には、第7条労働環境の報告の対象となる契約や労働環境報告書の様式などを定める予定です。

4. 条例の施行について

「(仮称)長野市公契約等基本条例(案)骨子」を基に、パブリックコメントにより皆さまからいただいたご意見を参考に条例案を作成します。その後、長野市議会令和2年12月定例会に条例案を上程し、審議いただく予定としております。

市議会において条例案が可決した場合、条例の施行は令和3年4月1日を予定しております。ただし、労働環境の報告(第7条)、労働者からの申出(第8条)、不利益取扱いの禁止(第9条)市の措置(第10条)は、市民の皆様や事業者の皆様へ周知する期間を設け、令和3年10月1日に施行する予定です。